

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五-一七四号(一)

フランス刑事立法研究会

<https://doi.org/10.15017/1468217>

出版情報：法政研究. 81 (1/2), pp.43-68, 2014-10-09. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

犯罪少年に関する一九四五年二月二日の オールドナンス第四五―一七四号(一)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第四五

―一七四号

第一章 総則

第二章 手続 (以上、本号)

第三章 少年裁判所及び少年重罪法院

第三章の二 少年軽罪裁判所

第三章の三 少年に対する刑事手続の打ち切り

第四章 監視付自由

第五章 雑則

第六章 海外領土及びマイヨット県において適用される規定

はしがき

本資料は、二〇一四年一月一日時点での「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス(Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante)」⁽¹⁾を訳出したものである⁽²⁾。

本オールドナンスは、一九四五年、犯罪少年の保護を目的に制定され⁽³⁾、今日に至るまで、フランス少年法の中核をなしている。

一九四五年オールドナンスがもつ少年保護の思想は、処罰に対する教育優先の原則、少年審判のための専門裁判所⁽⁴⁾、及び、監視付自由制度に表れている。フランスにおける少年保護の思想自体は、一八五〇年以降発展してきたものであり、青少年のための裁判所及び監視付自由に関する一九一二年七月二二日の法律⁽⁵⁾において一定の成果をみた。一九四五年オールドナンスは、基本的に一九一二年法を引き継ぐものであるが、⁽⁶⁾行刑科学の進歩、法の適用を通じて得られた経験的知見、並びに、心理学上及び教育学上の新たな概念の登場により、一九一二年法をさらに発展させることが要請された⁽⁷⁾。このようにして、一九四五年オールドナンスは、一九一二年法がもつ少年保護の精神を維持しつつも、これ⁽⁸⁾

らの新たな知見等を踏まえ、より先進的なものとして登場したのである。

一九四五年オールドナンスの主な特徴は、次のとおりである。⁽⁹⁾まず、少年は、原則として、刑事無答責とされ、保護、教育、改善の措置の対象にしなければならない。刑事無答責が否定されるのは例外的であり、その場合には理由を付した決定が必要となる。次に、一三歳未満の少年と一八歳未満の少年との間に設けられていたさまざまな区別が排除される。この区別は従来、弁識能力概念を基準に行われていたが、区別の廃止と共に、弁識能力概念はフランス少年法から一旦姿を消すことになった。⁽¹⁰⁾さらに、少年に対する訴追の分離により、成人の共同正犯者または共犯者を伴う少年事件も含めて、少年は全て、通常の刑事裁判所の対象から除外される。

もともと、本オールドナンスは、現在までに四〇回以上もの修正を受けており、そのうちの半数以上が一九九〇年以降に行われている。代表的な改正として次のものが挙げられる。

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンスを修正する一九五一年五月二四日の法律 (Loi n° 51-687 du 24 mai 1951 portant modification de l'ordonnance du 2

févr. 1945 relative à l'enfance délinquante)⁽¹¹⁾ は、少年重罪法院の設置を定めた。⁽¹²⁾ また、本法律により、一六歳以上一八歳未満の少年重罪被告人に対する管轄が変更された。

刑事手続を改正する一九九三年一月四日の法律 (Loi n° 93-2 du 4 janvier 1993 portant réforme de la procédure pénale)⁽¹³⁾ では、全ての被訴追少年に対する弁護人の援助が必要的なものとなされた。加えて、本法律により、被害者と地域のための援助・賠償措置が導入された。

無罪推定及び被害者の権利の保護を強化する二〇〇〇年六月一五日の法律 (Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes)⁽¹⁴⁾ では、少年に対する勾留の可能性が拡大した。具体的には、過去に勾留に付された経験をもつ少年は、司法統制処分取消の結果、勾留に付される余地が生じることとなった。同時に、勾留に関する権限が少年係判事から自由と拘禁判事に移された。

司法のための指針及び計画に関する二〇〇二年九月九日の法律 (Loi n° 2002-1138 du 9 septembre 2002 d'orientation et de programmation pour la justice)⁽¹⁵⁾ では、少年の刑事責任を判断する基準として、弁識能力概念が再導入された。また、本法律は、一〇歳以上の少年に対

する教育的制裁 (sanction éducative) を創設した。さらに、司法統制処分及び保護観察付執行猶予を実施する施設として、閉鎖型教育センター (centres éducatifs fermés) が、少年の刑罰実施施設として、少年に特化した行刑施設 (établissement pénitentiaire spécialisé pour mineurs) が創設された。結果的に、少年の身体拘束を可能とする施設のバリエーションが増加した。本法律における手続的側面の修正として、短期間での判決手続 (procédure de jugement à délai rapproché) が新たな制度として盛り込まれた。この制度により、一六歳以上一八歳未満の少年に対し、一定の要件の下、⁽¹⁶⁾少年の人格及び環境に関する調査を行うことなく、判決が言い渡されうることとなった。

犯罪性の進化に司法を適応させるための二〇〇四年三月九日の法律 (Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité)⁽¹⁷⁾ では、刑罰適用判事の機能を少年係判事に担わせることにより、少年司法の自律性が確立された。⁽¹⁸⁾

犯罪予防に関する二〇〇七年三月五日の法律 (Loi n° 2007-297 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance)⁽¹⁹⁾ は、手続的側面の修正として、少年に対す

る司法統制処分のメニュー及びその対象範囲を拡大した。⁽²⁰⁾ この修正により、司法統制処分として、審判前及び審判中の少年に対して一定の義務を課すことが可能になる上、義務の不履行が、閉鎖型教育センターへの収容を招き、さらには、閉鎖型教育センターにおける義務の不履行が勾留を生じさせることになった。加えて、二〇〇二年に創設された短期間での判決手続は、少年裁判所への即時出頭 (présentation immédiate devant la juridiction pour mineurs) に名称が変更された上、その対象が拡大された。⁽²¹⁾ 他方、本

法律による処遇上の修正としては、第一に、少年係判事が言渡すことのできる措置に制限が設けられた。具体的には、少年が法定累犯または法定累犯と同一視しうる犯罪を一年以内に新たに行った場合には、少年係判事は、教育的措置としての叱責処分及び親または後見人等への引き渡しの措置を選択することができなくなった。第二に、教育的制裁のメニューが追加され、教育的制裁としての施設収容が可能となった。第三に、一六歳以上の少年が生命、身体または精神の完全性に対する故意の侵害を法定累犯の状態で行った場合、刑の減輕を適用する必要がない旨、少年裁判所または少年重罪法院は決定できることとなった。なお、この傾向は、成人及び少年の累犯防止を強化するための二

〇〇七年八月一〇日の法律 (Loi n° 2007-1198 du 10 août 2007 renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs)⁽²²⁾によりさらに強化され、一定の少年に対し、刑罰適用の原則と例外の逆転現象が生じるに至った。

刑事裁判及び少年審判への市民参加に関する二〇一一年八月一〇日の法律 (loi n° 2011-939 du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs)⁽²³⁾は、少年軽罪裁判所 (tribunal correctionnel pour mineurs) を創設した。また、本法律は、少年に対する調査の必要性を改めて確認した上で、少年の情報を記載した統一的一件書類 (dossier unique) を導入した。この書類には、少年に関する広範な情報が記載されるため、書類へのアクセスには一定の要件が設けられている。⁽²⁴⁾

これらの多くの修正は、フランス少年法の構造を複雑化するものであるが故に、より一貫性と平明さを備えた新たな法典の編纂が提案されることもある。⁽²⁵⁾ また、たび重なる修正は、総じて少年司法の激変を招くものであるとも指摘される。

それ故、フランス少年法制の内容を精査するには、その前提作業として、現行フランス少年法たる本オールドナンス

の翻訳を行うことが必要不可欠であり、この作業は、日本の少年法の改正動向を吟味する際の手がかりにもなるであろう。

以下、本オールドナンスを翻訳して紹介する。なお、翻訳にあたっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院准教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（大貝葵）

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオル

ドナンス第四五―一七四号

(Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante.)

フランス共和国暫定政府は、

国璽尚書、司法大臣の報告に基づき、

フランス国民解放委員会 (Comité français de la libération nationale) の設置を内容とする一九四三年六月三日のオールドナンス、並びに、一九四四年六月三日及び同年九

月四日の各オールドナンスに鑑み、
法律委員会 (comité juridique) の意見を聴取した上で、
以下の通り命じる。

第一章 総則

第一条 (二〇二一年八月一〇日の法律第二〇二―一九三九号第二四条により修正)

① 重罪または軽罪と擬律される行為につき嫌疑を受けた少年は、一般法上の刑事裁判所には召喚されず、少年裁判所 (tribunaux pour enfants)、少年軽罪裁判所 (tribunaux correctionnels pour mineurs) または少年重罪法院 (cours d'assises des mineurs) の管轄にのみ属する。
② 第五級違警罪の嫌疑を受けた少年は、第二〇一条に定められる条件の下、少年のための裁判所に召喚される。

第二条 (二〇二一年八月一〇日の法律第二〇二―一九三九号第二五条により修正)

① 少年裁判所、少年軽罪裁判所及び少年重罪法院は、事案に応じて、適当と思量される、保護、援助、監視及び教育の措置 (mesures de protection, d'assistance, de surveillance et d'éducation) を宣告する。

② 但し、少年裁判所、少年軽罪裁判所及び少年重罪法院は、情状及び少年の人格に鑑みて必要とされる場合、第一五一条の規定に従い、一〇歳以上一八歳未満の少年に対して、教育的制裁 (sanction éducative) を宣告し、または、第二〇二条乃至第二〇九条の規定に従い、一三歳以上一八歳未満の少年に対して、少年の刑事責任の軽減を顧慮した上で、刑罰を宣告することができる。後者において、罰金刑、公益奉仕労働刑または執行猶予付拘禁刑が宣告される場合、少年裁判所、少年軽罪裁判所及び少年重罪法院は、同様に、教育的制裁を宣告することができる。

③ 少年裁判所及び少年軽罪裁判所が、執行猶予の有無にかかわらず、拘禁刑を宣告することができるのは、この刑罰を選択することにつき特に理由を付した後に限られる。

第三条 (二〇二一年八月一〇日の法律第二〇二―一九三九号第二六条により修正)

管轄を有するのは、犯罪地、少年もしくはその親もしくは後見人の居所、少年が保護された地、または、一時的であれ終局的であれ少年が収容された地の少年裁判所、少年軽罪裁判所及び少年重罪法院である。

資料
第四条 (二〇二一年八月一〇日の法律第二〇二一九三九号第二条により修正)

I—①一三歳未満の少年は、警察留置 (garde à vue) に付されえない。但し、例外的に、一〇歳以上一三歳未満の少年が、重罪もしくは五年以上の拘禁刑で処罰される軽罪を犯したかまたは犯そうとしたことを推定させる重大または一致した兆候が存在する場合、当該少年は、刑事訴訟法第六二二条により定められる理由の内の一つに基づき、少年保護において専門化された検察官 (magistrat du ministère public) もしくは予審判事、または、少年係判事の事前の同意及びその監督下で、一二時間を超えない範囲で当該司法官 (magistrat) が定めた期間、司法警察職員 (officier de police judiciaire) の裁量により留置される。なお、この留置は、特段の事情により出頭が不可能な場合を除いて、上記司法官の面前に少年が出頭した後、当該司法官の理由を付した決定によって、例外的に、一二時間を超えない範囲で延長される。この留置は、少年の供述及び管轄を有する司法官の面前への出頭に必要であるか、または、本条IIに定められる者の内の一人への引き渡しに必要である時間に厳格に制限される。

②本条II、III及びIVの規定が適用される。少年またはその

法定代理人が弁護士を指名しなかった場合、共和国検事、予審の任を負う判事、または、司法警察職員は、留置開始の時点から、あらゆる手段を用いて直ちに、弁護士会会長が国選弁護士を選任するために、その旨を弁護士会会長に通知しなければならない。

II—①少年が警察留置に付される場合、司法警察職員は、共和国検事または予審の任を負う判事にこの措置が通知された次第直ちに、その旨を親、後见人、少年が委託される者または部局に通知しなければならない。

②司法警察職員が前項の規定と抵触しうるのは、共和国検事または予審の任を負う判事の決定に基づいてのみであり、かつ、二四時間を超えない範囲で、または、警察留置が延長の対象となりえない場合には、一二時間を超えない範囲で司法官が定めた期間内に限られる。

III—①共和国検事または予審の任を負う判事は、一六歳未満の少年に対する警察留置開始の時点から、刑事訴訟法第六三二条によって定められる条件の下、少年を診察する医師を指名しなければならない。

②一六歳以上の少年が警察留置に付される場合、その法定代理人には、本条IIの適用において警察留置が通知された際、健康診断を請求する権利を有する旨告知される。

IV―少年は、警察留置開始の時点から、刑事訴訟法第六三―三―一条乃至第六三―四―三条に従い、弁護人による補佐を請求することができる。少年には、直ちに、この権利が告知されなければならない。少年が弁護人による補佐を請求しなかった場合、この請求は、本条IIの適用において警察留置が通知された際に、この権利について告知された法定代理人によっても同様になされうる。

V―①五年以下の拘禁刑で処罰される軽罪の場合、一三歳以上一六歳未満の少年に対する警察留置は延長されえない。

②いかなる警察留置処分も、その処分執行地の共和国検事または予審判事の面前にあらかじめ出頭することなく、延長されえない。

VI―①刑事訴訟法第六四条で定められる、警察留置に付された少年の尋問 (interrogatoires) は、視聴覚記録 (enregistrement audiovisuel) の対象となる。

②記録が予審の間または判決裁判所において閲覧されうるのは、尋問調書の内容に異議がある場合で、検察官または当事者の一方の請求により、予審判事、少年係判事または判決裁判所の決定に基づく場合に限られる。刑事訴訟法第一一四条第四項乃至第一一項は適用されない。一方当事者が記録の閲覧を請求する場合、この請求は成立し、予審判

事が刑事訴訟法第八二―一条第一項及び第二項に従い裁定を下す。

③記録原本または本条の適用において作成された写しを頒布する者は何人も、一年の拘禁刑及び一五、〇〇〇ユーロの罰金刑に処せられる。

④記録が技術的不能のため実施されなかった場合、尋問調書にその旨記載され、この不能の性質について精確に示される。共和国検事または予審判事は、直ちにその旨通知される。

⑤公訴権の消滅から五年が経過した時点で、記録原本及びその写しは、一ヶ月以内に破棄される。

⑥本条VIの適用態様については、必要な場合、デクレでこれを詳細に規定する。

VII―一人または複数の成人が、正犯者または共犯者として、犯罪の実行に関与したことを疑わせる蓋然的理由が一つまたは複数存在する場合、刑事訴訟法第七〇―六―八八条が、最終項、その前項及び前々項を除き、一六歳以上の少年に適用される。

第四―一条 (一九九三年一月四日の法律第九三―二―号 (一九九三年三月一日施行) 第一〇九条及び第二二六条 (V))

資料
により創設)

① 被訴追少年は、弁護人によって補佐されなければならない。

② 少年またはその法定代理人によって弁護人が選任されない場合、共和国検事、少年係判事または予審判事は、弁護士会会長に、国選弁護人を指名させる。

第五条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一九三九号第二七条により修正)

① 重罪に関して、いかなる訴追も、予審なくしては少年に対して行いえない。

② 軽罪の場合、共和国検事は、予審判事、または、請求により少年係判事に、パリにおいては少年裁判所長に事件を送致する。同様に、共和国検事は、第一四二条によって定められる、少年のための裁判所への即時出頭 (*présentation immédiate*) 手続に従って、または、第八二条によって定められる、召喚 (*convocation en justice*) 手続により、少年裁判所に事件を送致することができる。

③ 共和国検事は、同様に、司法警察員または司法警察官 (*un officier ou un agent de police judiciaire*) に対して、軽罪を犯した十分な嫌疑が存在する少年に、予審最終時、

少年係判事の下に出頭しなければならない旨の召喚通知を行うよう指示を与えることができる。少年係判事は、この召喚につき即座に通知され、この召喚は、出頭命令 (*citation a personne*) に相当し、刑事訴訟法第五二条に定められる期間の適用を受ける。

④ 召喚状は、非難される行為について明記し、当該行為を処罰する法文を特定し、係属した裁判官の名前、並びに、公判の期日及び場所を示す。召喚状は、さらに、第四一条の規定に言及する。

⑤ 召喚状は、同様に、可及的速やかに、親、後見人、少年が委託される個人または機関に送達される。

⑥ 召喚状は、その写しを受領した、少年及び前項に定められる個人によって署名された調書により確認される。

⑦ いかなる場合にも、少年に対する召喚は、刑事訴訟法第三九三条乃至第三九六条に定められる手続によって、または、直接召喚 (*citation directe*) によって行われえない。

第五一条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一九三九号第二八条により創設)

重罪または軽罪につき刑法上有責な少年に対して、監視及び教育的措置、または、場合によっては、教育的制裁も

しくは刑罰を宣告するあらゆる決定を行う前に、少年の人格並びに少年の社会的及び家庭的状況を十分に認識し、少年が対象となる刑法上の決定の適合性を確保するために必要な調査が行われなければならない。

第五二条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一一九三九号第二八条により創設)

①異なる裁判所の審級におけるものも含めて、少年が対象となる調査の間に収集された、少年の人格に関する情報は全て、当該少年の状況を日常的に認識している共和国検事及び少年係判事の管理下に置かれた、人格に関わる統一的一件書類に添付される。

②この一件書類は、場合によっては、少年が対象となりえた教育的援助手続の際に行われた、少年の人格並びに少年の社会環境及び家族環境に関する調査を含む。

③この一件書類は、人格に関する調査措置が命じられた時点から、または、少年が予備的な監視付自由 (*liberté surveillée préjudicielle*)、司法統制処分 (*contrôle judiciaire*)、^{e)} 電視監視付居住指定 (*assignation à résidence avec surveillance électronique*) もしくは勾留 (*détention provisoire*) の対象となったときから始まる。

④この一件書類は、進行中の刑事手続において行われる調査、並びに、事後の教育的援助手続及び刑事手続の情報によって更新される。

⑤この一件書類は、これら手続の各書類に添付される。

⑥この一件書類にアクセスできるのは、少年の弁護士、父母、後見人または法定代理人、及び、私訴原告人、司法少年保護局の専門家、並びに、手続の係属する裁判官である。但し、私訴原告人の弁護士は、少年が対象となった教育的援助手続の際に行われた調査からえられた情報にアクセスすることができない。

⑦少年係判事は、同様に、少年に関わる司法上の措置が付託された、認可を受けた非営利社団 (*association*) の部局または機関の職員 (*personnels du service ou de l'établissement du secteur associatif habilité*) による一件書類の参照を許可することができる。人格に関する一件書類を参照した、認可を受けた非営利社団の職員は全て、刑法第二二六―二三条及び第二二六―一四条によって定められる刑罰及び条件の下、職業上の秘密を保持する義務を有する。

⑧人格に関する一件書類に含まれる情報は、秘密である。一件書類に含まれている書類の全部または一部の写しが付されるのは、弁護士に対してのみであり、その排他的

利用を目的とするものに限られる。弁護士は、弁識能力がある場合は被訴追少年、その父母、後見人または法定代理人に対して、かくして排他的にえられた写しの複写を送付することができ、その際、送付を受ける者は、本条第九項の規定を認識したことをあらかじめ書面で示さなければならぬ。弁護士は、この送付の前に、手続の係属している裁判官に通知しなければならず、この送付が少年、一方当事者または第三者に、重大な身体的または精神的危険を被らせる場合には、当該裁判官は、これらの写しの全部または一部の送付を禁止することができる。

⑨手続の一方当事者のために、人格に関する一件書類に含まれる情報を第三者に知らせる行為は、三、七五〇ユーロの罰金に処する。

⑩この一件書類は、少年のための裁判所で行われる手続においてのみ用いられる。

⑪コンセイユ・データのデクレは、情報及び自由に関する国立委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés) の意見を聴取した後、この一件書類が少年の成人後に保存される条件を定める。

第六条 二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一一九三九号第二六条及び第二九条により修正)

①私訴は、少年係判事、予審判事、少年裁判所、少年軽罪裁判所及び少年重罪法院において提起されうる。

②被害者は、刑事訴訟法によって定められる様式に従って私訴原告人 (partie civile) になることができるように、少年判事、少年裁判所または少年軽罪裁判所における裁判の開廷期日につき、あらゆる手段を用いて通知される。

③一人または複数の少年が一人または複数の成人と同一の事件に関係している場合、あらゆる有責者に対する私訴は、少年に対して管轄を有する、軽罪裁判所または重罪法院において提起されうる。この場合、少年は、公判に出廷せず、その法定代理人のみが出廷する。少年またはその法定代理人によって弁護士が選任されない場合、国選弁護士が指名される。

④前項の場合で、少年の有責性 (culpabilité) について未だ決定されていないときは、軽罪裁判所または重罪法院は、私訴に関する決定を保留することができる。

第六十一条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一―一九三九号第三〇条により創設)

被訴追少年の親及び法定代理人は、少年を有罪とするかまたは少年を義務もしくは禁止に服さしめる、本オールドナンスの適用により下される司法官憲の決定につき、あらゆる手段を用いて通知される。

(井上宜裕)

第二章 手続

第七条 (二〇〇四年三月九日の法律第二〇〇四―二〇四号第一―一条により修正)

①少年裁判所の所在する管轄区域の共和国検事が、少年により行われた重罪及び軽罪を訴追する任を負う。

②但し、刑事訴訟法第四三条によつて管轄を有する共和国検事、及び、同法七二条の規定に従い、共和国検事による請求を受けまたは職権により行動する予審判事は、訴追及び予審に関するあらゆる緊急行為を行うものとし、その際、管轄内に少年裁判所が所在する裁判所付の共和国検事へ直ちにその旨を通知し、速やかに訴追を放棄しなければならぬ。

③少年が一人または複数の成人と同一の事件に関係してい

る場合、前項の規定に従い、訴追及び予審に関する緊急行為が行われる。共和国検事は、刑事訴訟法第三九三条乃至第三九六条に定められる手続によつてまたは直接召喚によつて成人を訴追する場合、少年に関する特別な書類を作成し、管轄内に少年裁判所が所在する裁判所付の共和国検事にこれを送付する。予審が開始された場合、予審判事は少年裁判所所在地の予審判事のために、少年に関しても成人に関しても、速やかに訴追を放棄する。

第七十一条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一―一九三九号第三十一条により修正)

①共和国検事が刑事訴訟法第四一―一条を少年に適用する場合、少年の法定代理人は、召喚されなければならない。

少年の法定代理人は、召喚に従わない場合、第一〇―一条第二項に定められる制裁を課せられる。

②刑事訴訟法第四一―一条第二号乃至第五号に定められる措置には、少年の法定代理人の同意を要する。第二号に定められる措置は、同様に、市民教育研修の受講、または、精神科医もしくは臨床心理士の診察からも構成されうる。共和国検事は、必要な場合、少年の法定代理人の負担となりうる研修費用の総額を確定する。

資料
第七二一条 (二〇一一年二月二六日の法律二〇一一年
九四〇号第一条により修正)

① 刑事訴訟法第四一・二条及び第四一・三条により定めら
れる不起訴に伴う刑罰的措置の通告 (procédure de compo-
sition pénale) の手続は、本条に規定される条件の下、当
事者の人格に適合的と思料される場合、一三歳以上の少年
に適用されうる。

② 共和国検事による提案は、少年の法定代理人に対しても
同様になされなければならない。当該法定代理人の同意をえ
なければならない。

③ 少年及び少年の法定代理人の同意は、第四一一条第二項
に従って指名される弁護人の面前においてえられなければ
ならない。

④ 刑罰的措置の通告が効力を発するに先立ち、少年係判事
は、職権によってまたは少年もしくは少年の法定代理人の
請求によって、少年または少年の法定代理人の聴問を行う
ことができる。この場合、聴問は権利である。少年係判事
の聴問決定は、行為者及びその法定代理人、必要な場合、
被害者に通知される。

⑤ 次に掲げる措置が、同様に、刑罰的措置の通告として、
共和国検事により少年に対して提案されうる。

1 市民訓育研修の受講

2 就学または職業訓練への定期的出席

3 判事により先に言い渡されている、教育もしくは職業
訓練の公的もしくは民間の施設または機関への収容決定の
遵守

4 精神科医または臨床心理士の診察

5 日中活動措置の遂行

6 少年が一六歳以上の場合、国民役務法第L一三〇一
一条乃至第L一三〇一五条に掲げられる、国防参入公施設に
おける役務契約の履行

⑥ 少年に提案される措置の実施期間は、一年を超えること
ができない。

第八条 (二〇一二年三月二七日の法律二〇一二年四〇九
号第四条により修正)

① 少年係判事は、真実を発見し、少年の人格及び少年の再
教育に適した方法を認識するのに有益ならゆる手続及び
調査を行う。

② このため、少年係判事は、非公式な方法によってまたは
刑事訴訟法第一部第三編第一章に定められる形式において
調査を行う。後者の場合でかつ急速を要する場合、少年係

判事は、刑事訴訟法第一一四条第二項の規定にかかわらず、家庭状況または個別的状況に関し、少年を聴問することができる。

③少年係判事は、あらゆる有益な令状を発することができ、また、第一〇二条及び第一一条の規定の留保の下、一般法の規定に従って、司法統制処分を命じることができる。

④少年係判事は、あらゆる調査により、少年の人格、並びに、少年の置かれている社会環境及び家庭環境に関する情報を収集する。

⑤少年係判事は、医学的診察の受診を命じ、必要に応じ、心理医学的診察の受診を命じる。少年係判事は、必要な場合、受入れセンターもしくは観察センターへの少年の収容を決定し、または、第一六条の三に定められる条件の下、日中活動措置を命ずる。

⑥但し、少年係判事は、少年のために、これらの措置のいづれも命じないか、または、これらの措置のうちの一つのみを命じることができる。この場合、少年係判事は、理由を付した命令を下す。

⑦これらの手続が行われた場合、少年係判事は、職権でまたは検察官の請求により、検察官へ一件書類を送達することができる。

⑧少年係判事は、本案の言い渡しに先立ち、予審対象少年に対して、少年係判事が期間を定めた一度または数度の試験観察の後、判断を下すため、一時的に監視付自由措置を命じることができる。

⑨少年係判事は、次いで、命令により、予審免訴を宣告し刑事訴訟法第一七七条所定の手続を取るか、または、少年裁判所、少年軽罪裁判所、もしくは、必要に応じて、予審裁判所へ少年を移送することができる。

⑩少年係判事は、同様に、評議部において下される判決により、次に掲げる事項をなしうる。

1 犯罪が立証されないと思料する場合、少年を無罪とすること

2 少年の社会復帰が果たされていること、惹起された損害が賠償されていること、及び、犯罪から生じた混乱が終息していることが明らかである場合、少年の有責性を認定した後、少年に対してその他あらゆる措置を免除し、必要な場合、この決定が司法記録に記載されない旨を命じること

3 少年を譴責すること

4 少年の親、後見人、少年の監護権を有していた者、または、信頼に値する者へ少年を引き渡すこと

5 第一六条の二に規定される条件の下、五年を超えない期間、少年に対して主たる措置として司法的保護に付す旨宣告すること

6 第一五条及び第一六条に定められる施設の一つに、これらの条文により設けられる区別に従って、少年を收容すること

7 第一六条の三に定められる条件の下、日中活動措置を命じること

⑪新たな犯罪の実行前一年以内に行われた同一の犯罪または累犯の規定に照らして同一視される犯罪につき、第三号及び第四号に定められる措置が、少年に対して既に言い渡されている場合、これらの措置は単独では命じられない。⑫いずれの場合にも、少年係判事は、必要な場合、少年が、成人年齢を超えない年齢まで、監視付自由の制度に付される旨命じることができる。

⑬科せられる刑罰が七年以上でかつ少年が満一六歳以上である場合、少年係判事は、評議部において判決を下しえない。

⑭軽罪が三年以上の拘禁刑で罰せられる場合でかつその軽罪が一六歳以上の少年により法定累犯の状態で行われた場合、少年係判事は、評議部において判決を下すことができ

ず、少年軽罪裁判所へ少年を移送することが義務付けられる。

第八一条（削除）

（一九九六年七月一日の法律第九六一五八五号第二条により創設）

（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一一九三九号第三条により削除）

第八二条（二〇一二年二月二六日の法律第二〇一一一九四〇号第五条（VD）により修正）

軽罪に関し、手続のいかなる段階においても、共和国検事は、少年の人格に関する十分な調査が場合によっては先行手続に際して行われており、かつ、事実に関する調査が必要ないかまたは必要なくなったと思料する場合、少年係判事に対して、一カ月乃至三カ月の期間内に、少年裁判所、少年軽罪裁判所、または、評議部への少年の出廷を命じるよう請求しうる。本オールドナンス第二四一条に定められる場合において、この期間は、一〇日乃至一カ月となりうる。その際、刑事訴訟法第八二条第四項及び第五項並びに第一八五条第一項及び第二項の規定が適用され、

検察官による上訴 (l'appel ou le recours) は、控訴院少年特別部の裁判長またはその代理人に申し立てられ、裁判長またはその代理人は、係属から一五日以内に判断を下す。共和国検事による上訴は、少年、少年の法定代理人及び少年の弁護人に通知され、これらの者は、書面により、あらゆる有益な意見を提示しうる。

第八三条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一―九三九号第三三条により修正）

①共和国検事は、刑事訴訟法第三九〇―一条の形式に従い、一三歳以上の少年が五年以上の拘禁刑で罰せられる軽罪を行ったことにつき非難される場合、または、一六歳以上の少年が三年以上の拘禁刑で罰せられる軽罪を行ったことにつき非難される場合には、当該少年を少年裁判所に訴追することができる。

②第一項に定められる手続は、少年が本オールドナンスの適用により一つまたは複数の手続の対象となっているかまたは既に対象となった場合にのみ取られうる。

③裁判所への召喚状は、事実に関する調査が必要ない場合であつて、かつ、少年の人格に関する調査が第八条に基づき先行する十二カ月以内に完遂されている場合にのみ交付

される。但し、先行する調査の間、少年が不在であつたが故に、同第八条の適用に基づく先行手続に際し、少年の人格に関するより掘り下げた情報が収集できなかった場合には、第一二条の適用により実施される調査が考慮されうる。

④召喚状には、少年が弁護人から援助を受けなければならぬ旨、及び、少年または少年の法定代理人による弁護人の選任がない場合、共和国検事または少年係判事が弁護士の会長に国選弁護人を指名させる旨明記される。

⑤召喚は、同様に、可及的速やかに、親、後見人、または、少年が委託されている個人もしくは機関 (service) に通知される。

⑥召喚は、少年及び召喚状を送達される個人により署名される調書により確認され、少年及びその個人は、調書の写しを受領する。

⑦審判は、一〇日乃至二カ月の期間内に開始されなければならない。

第九条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一―九三九号第三四条による修正）

①予審判事は、少年に対し、刑事訴訟法第一編第三章の形式において手続を進め、本オールドナンス第八条第四

項、第五項及び第六項に定められる措置を命じる。

②予審が終結した場合、予審判事は、共和国検事の請求に基づき、次の予審終結決定のうちの一つを言い渡す。

1 免訴の決定

2 事実が違警罪を構成すると思料される場合には、違警罪裁判所への移送命令、または、第五級違警罪が問題となる場合には、少年係判事もしくは少年裁判所への移送命令
3 事実が軽罪を構成すると思料される場合には、少年係判事または少年裁判所への移送命令。但し、科せられる刑罰が七年以上で、かつ、少年が満一六歳以上である場合には、少年裁判所への移送が必要となる。軽罪が三年以上の拘禁刑で罰せられる場合で、軽罪が法定累犯の状態で行われ、かつ、少年が一六歳以上の場合には、少年軽罪裁判所への移送が必要となる。

4 重罪の場合、一六歳未満の少年が対象となる場合には少年裁判所への移送命令、または、第二〇条に定められる場合においては少年重罪法院への起訴決定

③少年に成人の共同正犯者または共犯者があるときは、これらの成人は、軽罪で訴追される場合、一般法に従い管轄裁判所へ移送される。少年に関する訴訟事件は、本オルドナンスの規定に従い審判するため、分離される。重罪と擬

律される犯罪の訴追がなされる場合、予審に付される全ての者に対して、刑事訴訟法第一八一条の規定に従い手続が行われる。予審判事は、一六歳以上の全ての重罪被告人を少年重罪法院へ移送するか、または、成人に関する訴追を分離した上で、成人を一般法上の重罪法院へ移送することができ。一六歳以前に行った行為と密接に関連しまたは不可分一体を形成する一六歳以降に行った重罪に関して、少年が同様に起訴される場合で、かつ、予審判事が裁判所の適切な運営のために少年を少年重罪法院へ移送する旨決定する場合を除き、一六歳未満の少年は、少年裁判所に移送される。

④これらの命令は、一般法上の形式において作成される。

第一〇条 (二〇二二年三月二七日の法律第二〇二一四〇九号第四条により修正)

①予審判事または少年係判事は、少年の親、後見人、または少年が委託されている個人もしくは機関に、少年が対象となる訴追を通知する。この通知は、口頭で行われた上で、その旨書類に署名をさせるか、または、書留郵便により行われる。通知には、少年に非難が向けられている事実及びその法律上の擬律が記載される。同様に、通知には、少年

または少年の法定代理人による弁護人の選任がない場合、予審判事または少年係判事が弁護士会会長に国選弁護人を指名させる旨明記される。

② 召喚手続がいかなるものであろうとも、少年、及び、親、後見人、少年の監護権を有する個人または少年の代理人は、判事による聴問のために、同時に召喚される。これらの者は、手続の進行 (évolution de la procédure) について知らされなければならない。

③ 初回の召喚に際し、少年または少年の法定代理人が、弁護人の選任を行わず、国選弁護人の指名も請求しなかった場合、事件を係属された少年係判事または予審判事は、その場で、弁護士会会長に国選弁護人を指名させる。

④ 少年係判事及び予審判事は、少年司法保護局の公的セクター及び認可を受けた非営利社団の部に、少年の人格、並びに、少年の社会的環境及び家庭環境に関する調査の任を課しうる。

⑤ 少年係判事及び予審判事は、予審に付された少年を同時に、次のところに委託することができる。

1 少年の親、後見人、監護権を有していた個人、及び、信頼に値する個人

2 受入れセンター

3 このために認可を受けた民間または公的機関の受入れ部門

4 少年援護局または医療機関

5 資格を有する国もしくは行政当局の教育、職業訓練もしくは監護の施設または機関

⑥ 少年係判事または予審判事は、少年の身体的または心理的状态が掘り下げた観察を正当化すると思料する場合、司法大臣によって設立されたまたは認可された観察センターへの一時的収容を命じることができる。

⑦ 一時的監護は、必要な場合、監視付自由制度の下で実施されうる。

⑧ 手続を付託された少年係判事は、少年裁判所または少年軽罪裁判所への少年の召喚まで、観護措置を修正しまたは取り消す権限を有する。

第一〇一条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一一九三九号第三六条により修正)

① 訴追された少年の親または法定代理人が判事または少年のための裁判所への出頭を命じる召喚状に従わない場合、当該判事または当該裁判所は、職権によりまたは検察官の請求に基づき、聴問のために、少年の親または法定代理人

資料が官憲 (force publique) により、即時に自らの下に引致されることを命じうる。

② いずれの場合にも、召喚に応じない親及び法定代理人は、検察官の請求に基づき、係属された判事または裁判所により、三、七五〇ユーロ以下の罰金、または、親権者の責任に関する研修の受講を言い渡されうる。

③ この罰金は、親及び法定代理人が後日、召喚に応じた場合、それを言い渡した判事または裁判所により撤回されうる。

④ 第一項の適用により罰金を言い渡された者は、この有罪宣告に対する故障申立てをその送達から一〇日以内に、軽罪裁判所に行いうる。

第一〇二条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一一九三九号第三七条により修正)

I — 一三歳以上一八歳未満の少年は、本条各規定の留保の下、刑事訴訟法により定められる条件において、司法統制処分が付されうる。

II — ① 司法統制処分は、事案に応じて、少年係判事、予審判事または自由と拘禁判事によって下される、理由を付した命令により決定される。この判事は、少年の弁護士、及

び、法定代理人または正式に召喚された代理人の立会いの下、口頭で、少年が従うべき義務を少年に説明しなければならない。この判事は、同様に、少年がこの義務を遵守しなかった場合、勾留に付される可能性があることを少年に通知する。これらの手続は調書に記載され、この調書には、判事及び少年が署名する。この決定が少年の釈放を伴う場合、少年の弁護士はあらゆる方法により遅滞なく召喚され、刑事訴訟法第一一四条第二項の規定は適用されない。

② 少年が対象となる司法統制処分は、同様に、次の義務の一つまたは複数を伴いうる。

1 判事によりこのために命じられる、青少年司法保護局の機関 (service de la protection judiciaire de la jeunesse) または認可機関 (service habilité) に委託された保護、援助、監督、教育上の措置に付されること

2 第一〇条の適用により判事によって少年が委託される、少年司法保護局の教育センターもしくは認可機関に属する教育センター、及び、特に、第三三条に定められる閉鎖型教育センターへの収容条件を遵守すること、または、教育的及び市民的プログラムの実施が可能な施設への収容条件を遵守すること。但し、第二号に定められる義務は、六か月間に限り命じることができ、理由を付した命令により、

- 1 一回に限り六カ月を限度として更新することができる。
 - 2 市民訓育研修を受講すること
 - 3 成年に達するまで、定期的に学校または職業訓練に出席すること
 - 4 ③前項第一号及び第二号の適用により指定される機関またはセンターの責任者は、課せられた義務が少年により遵守されない場合、少年係判事または予審判事に報告しなければならぬ。この報告書の写しは、当該判事から共和国検事に送付される。
- III―①軽罪に関し、一六歳未満の少年は次に掲げるいずれの場合にのみ、司法統制処分が付されうる。
- 1 科せられる拘禁刑が五年以上で、かつ、少年が既に、第八条、第一〇条、第一五条、第一六条及び第一六条の二の適用により言い渡される教育的措置の一つもしくは複数の対象となったことがあるか、または、教育的制裁もしくは刑罰の言い渡しを受けたことがある場合
 - 2 科せられる拘禁刑が七年以上の場合
 - 3 故意の暴行、性的侵害、または、暴行の加重事由を伴って行われる軽罪につき、科せられる拘禁刑が五年以上の場合
- ②司法統制処分が、本条第二項II第二号に従い行われる、

第三三条に定められる閉鎖型教育センターへの收容につき、その条件を遵守する義務を伴う場合、少年は、当該義務の不遵守により、第一一二条に従い勾留に付される可能性を有する。

③その他の場合、少年に課せられる義務の不遵守に際し、司法統制処分が閉鎖型教育センターへの收容を予定して修正され、さらに、閉鎖型教育センターにおける義務の不遵守が勾留をもたらしうる旨、少年に通知される。

④少年係判事、予審判事または自由と拘禁判事は、自身の執務室において、司法統制処分の下での收容について判断するにあたり、事前に、対審による審議の中で、刑事訴訟法第一三七二条の規定に従い請求を行う検察官を聴問し、次いで、少年及び少年の弁護人の意見を聴取する。裁判官は、必要な場合、当該対審による審議の際に、少年に付き添う機関の代表者の意見を受理することができる。

第一〇―三条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一―一九三九号第三八条により創設)

①一六歳以上一八歳未満の少年は、二年以上の拘禁刑が科せられる場合、刑事訴訟法第一四二―五条乃至第一四二―一三条に定められる条件及び態様に従い、電子監視付居住指

定に付されうる。少年の法定代理人の住居が電子監視付居住指定の対象となる場合、当該措置を命じる権限を有する判事は、事前に書面による法定代理人の同意をえなければならぬ。

②但し、移動型電子監視の施用に関する規定は、少年に適用されない。

第一条（二〇二一年八月一〇日の法律第二〇二一九三九号第三八条により修正）

①予審判事または少年係判事により予審に付されている一三歳以上一八歳未満の少年が、刑事訴訟法第一三七条乃至第一三七―四条、第一四四条及び第一四五条の規定に従い、予審判事または少年係判事によって事案を係属された自由と拘禁判事により勾留に付されるのは、本条に規定される場合において、この措置が必要不可欠であるか、または、その他いかなる措置も講じることが不可能であつて、かつ、第一〇―二条に定められる司法統制処分上の義務及び電子監視付居住指定上の義務では不十分である場合に限られる。

②満一六歳以上の少年は、次に掲げるいずれかの場合にのみ勾留に付されうる。

1 重罪刑が科せられる場合

2 三年以上の軽罪刑が科せられる場合

3 第一〇―二条の規定に従い言い渡された司法統制処分上の義務または電子監視付居住指定上の義務に故意に違反する場合

③満一三歳以上一六歳未満の少年は、次に掲げるいずれかの場合にのみ勾留に付されうる。

1 重罪刑が科せられる場合

2 第一〇―二条IIIの規定に従い言い渡された司法統制処分上の義務または電子監視付居住指定上の義務に故意に違反する場合

④勾留は、留置所の特別区画、または、少年に特化した行刑施設において実施される。被拘禁少年は、可能な限り、夜間独居に付される。一三歳以上一六歳未満の少年は、コセンセイユ・データのデクレにより定められる条件の下、拘禁状態におけるエデュカトゥールの配置が保障される施設で、かつ、成人の被拘禁者との完全な分離が保障される施設においてのみ拘禁に付されうる。

⑤勾留の対象となつた少年がその手続の間に釈放される場合、当該少年は、釈放以降、少年係判事、予審判事または自由と拘禁判事によって決定され、少年の状況により正当化される教育的措置または監視付自由措置の対象となる。

判事は、これらの措置のいかなるものも必要でないと思料する場合、理由を付した決定により判断を示す。

⑥ 軽罪に関し、科せられる刑が七年以下の拘禁刑の場合、一六歳以上の少年の勾留は一カ月を超えることができない。但し、この期間満了時に、勾留は、一カ月を超えない限度で、刑事訴訟法第一三七―三条の規定に従い理由が付され、かつ、同法第一四五条第六項の規定に従い構成された対審による審議の後に下される命令によって、例外的に延長されうる。延長は一度しか命じられない。

⑦ その他の場合、刑事訴訟法第一四五―一条第一項の規定が、軽罪に関し、一六歳以上の少年に適用される。但し、延長は、刑事訴訟法第一四五条第六項の規定に従い命じられなければならない。一年を超えることができない。

⑧ 重罪に関し、一三歳以上一六歳未満の少年の勾留は、六カ月を超えることができない。但し、この期間満了時に、拘禁は、六カ月を超えない限度で、刑事訴訟法第一四五条第六項の規定に従い下され、かつ、同法第一四四条第一号及び第二号に照らし、決定の基礎となる法律上及び事実上の根拠を示した命令によって、例外的に延長されうる。延長は一度しか命じられない。

⑨ 刑事訴訟法第一四五―二条の規定は、一六歳以上の少年

に適用される。但し、勾留は、二年を超えて延長することができない。

⑩ 前二項の規定は、予審終結決定時まで適用される。

⑪ 自由と拘禁判事は、刑事訴訟法第一三七―一条第四項の適用により、予審判事または少年係判事によって事案を係属される場合、第八条第八項に定められる一時的監視自由措置、または、第一〇条に定められる一時的監護措置を言い渡すことができる。

第一一―一条 (二〇〇〇年六月一五日の法律第二〇〇〇―五一六号第六三条により創設)

同じ行為につき以前に勾留に付されたことがある少年に対し、司法統制処分を取り消しの結果、勾留が命じられる場合、拘禁の累積期間は、第一一条に定められる拘禁の最長期間を一カ月以上超えることができない。

第一一―二条 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一―一九三九号第三九条により修正)

① 一三歳以上一六歳未満の少年に対し、第一〇―二条III第五項の規定に従い言い渡された司法統制処分の取消の結果、勾留が命じられる場合、勾留の期間は、一五日間を超える

ことができないが、一度の更新が可能である。

②一〇年の拘禁刑で罰せられる軽罪が問題となる場合、拘留の期間は、一カ月を超えることができないが、一度の更新が可能である。

③司法統制処分取消が複数回に及ぶ場合、拘禁の累積期間は、第一項に定められる場合には合計で一カ月、第二項に定められる場合には合計で二カ月を超えることができない。

第一二条（二〇二一年八月一〇日の法律第二〇二一九三九号第四〇条により修正）

①権限を有する少年司法保護局の機関は、共和国検事、少年係判事、または、予審裁判所の請求に基づき、少年の状況に関するあらゆる有益な情報及び教育上の提案を含んだ報告書を作成する。

②第五条が適用される場合、この機関は、少年を拘留に付しまたは拘留を延長するための全ての請求または決定に先立ち、必要的に意見を聴取される。

③この機関は、同様に、第八―三条の適用による少年裁判所または少年軽罪裁判所の全ての決定、並びに、第七―二条、第八―二条、及び、第一四―二条の適用による共和国検

事の全ての請求または提案に先立ち、並びに、刑事訴訟法第一四―五条の適用による予審判事、自由と拘禁判事または少年係判事の全ての決定、及び、共和国検事の全ての請求に先立ち、必要的に意見を聴取される。

④第一項に定められる報告書は、訴訟記録に編綴される。

第一二―一条（一九九三年一月四日の法律第九三二二号第一―八条により創設）

①共和国検事、事件の予審の任を負う裁判所または判決裁判所は、被害者に対するもしくは自治体のための援助もしくは賠償の措置または活動を提案する権限を有する。被害者に対する援助もしくは賠償のための全ての措置または活動は、被害者の同意がある場合に限り命じられうる。

②この措置または活動が公訴提起前に提案される場合、共和国検事は、少年及び親権行使の権限を有する者の事前の同意をえる。この同意を証明する調書が、訴訟記録に編綴される。

③予審の任を受けた裁判所も、同様の方法で手続を行う。

④援助もしくは賠償の措置または活動が判決により言渡される場合、裁判所は、少年及び親権行使の権限を有する者の意見を事前に聴取する。

⑤措置または活動の実施は、少年司法保護局の公的セクター、自然人、または、デクレにより定められた条件の下、このために認可された法人に属する施設もしくは機関へ委託される。決定により定められる期間満了時に、その実施の任を受けた機関または個人は、援助もしくは賠償の措置または活動を命じた判事へ報告書を送付する。

第一二二条（二〇二一年八月一〇日の法律第二〇一九三九号第四一条により創設）

少年の民事上の責任者として裁判所に召喚された少年の法定代理人が、出廷もせず、弁解もしないまま、自己自身に正規の呼び出しを受けた場合、刑事訴訟法第四一〇条の適用により、送達すべき対審判決により裁判される。

第一二三条（二〇二二年三月二七日の法律第二〇二二四〇九号第二一条（V）により創設）

①第八条、第一〇二条、第一〇三条、第二二一条、第一五条、第一五二条、第一六条の二、第一六条の三及び第一九条に定められる、収容を伴う措置を除く、教育的措置もしくは教育的制裁を命じる執行力を有する決定、または、自由を剥奪する拘禁を伴う刑以外の刑罰を宣告する執

行力のある決定が言渡される場合、少年及び少年の法定代理人の尋問または審判後、最長で五就業日の内に、当該決定実施のために指定される少年司法保護局の機関への出頭を命じる召喚通知が、少年及び在廷している法定代理人に交付される。少年司法保護局の当該機関は、かくして措置の実施を付託される。

②少年が定められた期間内に出頭しない場合、少年係判事または予審判事は、有益と思考する場合には自身の面前にまたは、最長で一〇日の間に、少年司法保護局の機関に少年を召喚する。

（大貝葵）

（一） http://legifrance.gouv.fr/afichTexte.do?sessionId=C7A760C6E71876B4BE9D2112725F26794tpdi007v_1?cidTexte=LEGITEXT000006069158&dateTexte=20140212（二〇一四年二月二日閲覧）。

（二）一九四五年オールドナンスの翻訳については、最高裁判所事務総局家庭局「フランスの少年法」家月一一巻二号（一九五九年）一五九頁以下、家庭局「フランス少年法」家月一九巻一号（一九六七年）一六〇頁以下、法務省刑事局「フランス少年法」少年法改正資料八号（一九七一年）一頁以下、家庭局「フランス共和国『犯罪少年に関するオ

ルドナンス』・『裁判所構成法(抄)』家月五一巻八号(一九九九年)一三二頁以下がある。

(e) L'ordonnance du 2 février 1945, Exposé des motifs, Journ.off. du 4 février 1945, p.530.

(4) フランスにおけるこの間の犯罪少年に関する法律とこっは、例えば、La loi du 5-12 août 1850 sur l'éducation et le patronage des jeunes détenus, Bull. n° 2542, D.1850.4.181; La loi du 19-21 avril 1898 sur la répression des violences, voies de fait, actes de cruauté et attentats commis envers les enfants, Journ.off. du 21 avril 1898, D. 1898.4.41; La loi du 12-14 avril 1906 modifiant les art.66, 67 du Code pénal, 340 du Code d'instruction criminelle et fixant la majorité pénale à l'âge de dix-huit ans, Journ.off. du 14 avril 1906, D.1907.4.59等がある。各法律の翻訳については、フランス刑事立法研究会(訳)「被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年八月五―二二日の法律」法政研究八〇巻四号(二〇一三年)一九六頁以下、同「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九―二二日の法律」法政研究八〇巻一号(二〇一三年)一九七頁以下、同「刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月一二―一四の法律」法政研究八〇巻二・三号(二〇一三年)四一―一頁以下がある。

(5) Journ.off. du 25 juillet 1912, p.6690.

(6) Exposé des motifs, op.cit. (note3), p.530.

(7) Ibid.

(8) Ibid.

(9) Exposé des motifs, op.cit. (note3), pp.530 et s.

(10) Exposé des motifs, op.cit. (note3), p.530によれば、弁識能力による区別がすでに現実に対応していないことがその理由であると考えられる。

(11) Journ.off. du 2 juin 1951, p.5921; D. 1951, Législation, p.251.

(12) 本法律により、少年への刑罰に加えて監視付自由の言渡しが可能となった。また、少年裁判所が県の管轄に移行された(départementaliser)。ちなみに、少年重罪法院が創設される以前は、重罪で起訴された一六歳以上の少年は、少年裁判所の管轄対象であった。但し、一六歳未満の少年の重罪事案が係属される少年裁判所とは異なり、一六歳以上の少年の重罪事案が係属される少年裁判所は、重罪法院の管轄地において開廷され、陪審により補充される上、一九四五年オールドナンス一四条の規定は留保され、代わりに、治罪法典第二九一条から第三八〇条に従って手続きが進められていた。

(13) Journ.off. du 4 janvier 1993, p.215.

(14) Journ.off. du 16 juin 2000, p.9038; D. 2000, Législation, p.253.

- (15) Journ.off. du 10 septembre 2002, p.14934; D. 2002, n° 33, *Législation*, p.2584.
- (16) 例えば、現行犯逮捕された場合で三年以上の拘禁刑が科せられる場合、及び、その他の場合で五年以上の拘禁刑が科せられる場合等に適用される。
- (17) Journ.off. du 10 mars 2004, p.4567; D. 2004, n° 11, *Législation*, p.737; *Gaz.Pal.*, mars-avril 2004, p.965.
- (18) PÉDRON, Pierre, *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse*, 3^e éd, 2012, p.111.
- (19) Journ.off. du 7 mars 2007, p.4297; *Gaz.Pal.*, mars-avril 2007, p.990.
- (20) 改正前は、軽罪の場合でかつ少年が既に一定の教育的措置の対象となっている場合に、科せられる刑が七年以上で司法統制処分の対象となりえた。改正後は、科せられる刑が五年以上の場合にまで対象が拡大された。また、改正前は、科せられる刑が一〇年以上の場合には無条件に司法統制処分の対象となりえたが、改正後は、さらに科せられる刑が七年以上の場合にまで拡大された。
- (21) 改正前は、現行犯の場合で科せられる刑が三年以上またはその他の場合で科せられる刑が五年以上と規定されていたが、改正後は、現行犯の場合で科せられる刑が一年以上またはその他の場合で科せられる刑が三年以上となった。
- (22) Journ.off. du 11 août 2007, p.13466; *Gaz.Pal.*, juillet-août 2007, p.2479.
- (23) Journ.off. du 11 août 2011, p.13744.
- (24) 例えば、書類にアクセスできる者として、少年の弁護士、親、後見人または法定代理人、及び、私訴原告人、少年司法保護局の専門家、並びに、手続に係属される裁判官が指定されている（一九四五年二月二日のオルドナンス第五二条第六項）。さらに、本書類の情報は、原則として秘密であり、書類の謄写が許されるのは、弁護人に対してのみで、その排他的利用を目的とする場合に限られる（同条第八項）。
- (25) Commission présidée par monsieur André VARI-NARD, Rapport remis à madame le garde des Sceaux, *Ministre de la Justice*, Entre modifications raisonnables et innovations fondamentales : 70 propositions pour adapter la Justice pénale des mineurs, 2008, p.7.
- (26) 例えば、PÉDRON, op.cit (note18), p.25; LAZERGES, Christine, *La mutation de modèle protectionniste de justice des mineurs*, R.S.C., janvier/mars 2008, pp.20 et ss.
- (27) フランス少年法の改正に関して紹介するものとして、赤池一将「フランス少年司法改革」齊藤豊治『守屋克彦編『少年法の課題と展望 第二巻』(成文堂・二〇〇六年) 四一頁以下、井上宣裕「ロラン・ス・ルチュルミ著『一九四五年二月二日のオルドナンス第二条によって表明された指導原理の崩壊』(外国文献紹介)』法政研究八〇巻二・三号(二

- 一三年）三八五頁以下、岡村美保子「〈海外法律情報—フランス〉少年法の改正」ジュリ一二三六号（二〇〇二年）九三頁、河原俊也「二〇〇二年、二〇〇四年及び二〇〇七年法改正後のフランス共和国における少年事件処理の実情」家月六〇巻一〇号（二〇〇八年）二頁以下、白取祐司「フランス少年司法と検察官の役割」広渡清吾他編『民主主義法学・刑事法学の展望・上巻』（日本評論社・二〇〇五年）五二四頁以下、同「フランスの少年司法」刑弁一〇卷（一九九七年）一二〇頁以下。